

法務省からの2017年の難民認定者数等の発表に対する声明

2018年2月16日

特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

1. 2017年の難民認定者数等の概要

2018年2月13日に法務省入国管理局が2017年の難民認定者数等の速報値を公表しました。2016年に比べ、難民認定申請者は約80%増加した一方、難民認定者は約71%減少、難民認定されず人道的な配慮を理由に在留を認められた者は約46%減少しました(表1)。認定率は約0.1%と、難民条約加盟国としてはあるまじき値となりました。

表1

	2014年	2015年	2016年	2017年
難民認定申請	5,000	7,586	10,901	19,628
難民認定	11	27	28	20
人道配慮	110	79	97	45

(単位：人)

2. 難民条約加盟国としての義務を果たしていないこと

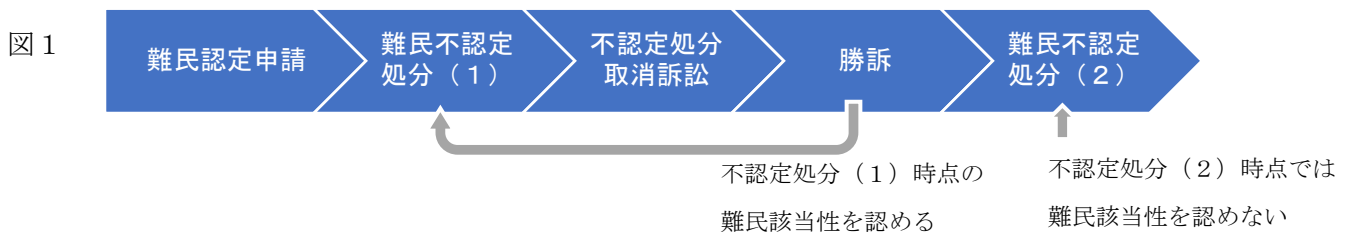
難民条約加盟国は、一部の条約加盟国だけが、過大な難民の受け入れの責任を負う事になれば、結局、国民がその責任の重さに耐えかねて、受け入れに消極的となることは自明です。そのようにならないよう、難民条約の前文は、難民条約加盟国に、難民を平等に受け入れることを要求しています。ドイツを始めとして、世界各国は、その義務を果たすため、たゆまぬ努力を重ねています。しかし、日本は、条約加盟国としての責任を果たす努力を怠り、日本独自の基準を設けて難民認定手続きを行っています。

例えば、難民条約では定められていない、「申請者本人が個人として政府から把握されているか」(個別的把握論)や、「組織のリーダーとして反政府運動をしていたか」などの基準で判定をしています。その上、近隣住民やマフィア等とのトラブルといった申請理由については、その背景にある民族・宗教・政治に関わる事情や、国による保護を受けられない状況への考慮をせずに形式的に不認定としています。その他にも、迫害の恐れを感じて自分の身分を証明するようなものを持たずに逃げてくるのが普通である難民に対して、迫害の事実の立証責任を負わせていることも、難民の認定を阻む要因となっています。

3. 東海地域での不認定事案について

東海地域では、難民不認定となったネパール人男性2名が難民に該当するとして、2016年に名古屋高裁が難民不認定処分を取り消す判決を下しました。ところが、2017年に法務省は再度この2名を難民不認定とし、全国的にも大きな話題となりました。法務省は、名古屋高裁で争われていた時点(初めの難民不認定処分が下された時点)ではこの2名が難民に該当していたことを認めています、裁判

後の難民不認定処分時では本国の状況が変わったために難民に該当しないとしています（図1）。



このような司法判断をないがしろにする行政処分は許されるべきではありません。このような処分を認めれば、法務省が難民認定申請者の出身国の状況が改善するまで処分決定を意図的に延長し、改善してから不認定処分を下すことが横行することにつながります。難民認定機関が処分の判断時期を恣意的に操作し、ただでさえ長期化している難民申請期間を延ばして申請者に不安定な法的地位での生活を余儀なくさせた上、出身国の状況が改善されたら不認定として出国させるなどということは難民条約加盟国としてあってはならないことです。

4. これからの難民認定について

今後の東京でのオリンピック・パラリンピック開催や外国人観光客誘致の流れの中で、外国人が日本を訪れる機会は益々増えていきます。それは難民にとっても同様であり、今後も日本で庇護を希望する人は増えていくと考えられます。しかし、2017年の難民認定や人道的な配慮による在留許可の数値や、難民認定申請者への在留・就労資格の制限等からもわかる通り、難民認定申請者への締め付けは厳しくなっています。

当団体は、日本で難民認定申請する人のほとんどは「偽装難民」であるという法務省の主張を根拠に、難民認定申請者に対する締め付けを厳しくするのは致し方ないという日本社会の風潮に、強い懸念を抱いています。難民条約加盟国である日本が、正面から向き合って議論すべきことは、「世界各国と調和し、条約加盟国としての義務を果たしているのか」「難民認定すべき人を本当に保護できているのか」ではないでしょうか。具体的には、難民認定基準を不当に狭く設定し、日本独自の基準を設けていることを当然として世界水準に近づける努力をしない日本の姿勢はどうか、高等裁判所が難民に該当するとして難民不認定処分の取消しを求めた判決から11ヶ月後、出身国の情勢が変わったので難民認定できない、という不認定の理由がまかり通っている日本の現状はどうか等が挙げられると思います。日本は、条約加盟国が、協議し、理解し合える「国際標準」で難民行政を実現すべきです。

以上

本件に関する連絡先

特定非営利活動法人名古屋難民支援室

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-1-30 丸の内オフィスフォーラム 7F 川口法律事務所内

TEL: 070-5444-1725 FAX: 052-308-5073